

文化学園大学学籍移動に関する細則

第1条 2年終了時における修得単位数が50単位未満（資格に関する専門科目は除く。）の場合は、原級に学籍を移動する。

2 各学部では前項に加え、3年次に進級するための条件を定める場合がある。なお、条件は別途定める。

第2条 第1条に該当する者以外で、当該年度の修得単位が不十分な場合は、本人の意志により、学籍移動を申し出ることができる。

第3条 この細則の改廃は、教授会の議を経て、学長が定める。

附 則

この細則の第1条は、昭和62年4月1日から、第2条は昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成19年4月1日から改定施行する。

附 則

この細則は、平成23年4月1日から改定施行する。

（文化女子大学から文化学園大学へ校名変更）

附 則

1 この細則は、平成28年4月1日から改定施行する。

2 第1条第2項は平成28年度入学生から適用し、現に在学する学生には、なお、従前の細則とする。

附 則

1 この細則は、平成30年4月1日から改定施行する。

2 第1条第1項は平成30年度入学生から適用し、現に在学する学生及び現代文化学部応用健康心理学科平成30年度入学生には、なお、従前の細則とする。

附 則

この細則は、2022年4月1日から改定施行する。